

# 石綿(アスベスト) 調べてなあに？



## ！石綿(アスベスト)とは？

石綿は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。

その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがあります。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年に原則禁止されました。

その後も、スレート材、プレーキライニングやプレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

石綿は、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られています。

## ！石綿を吸うとどのような病気になるの？

石綿は非常に細い繊維でできており、石綿の粉じんを含んだ大気を吸うと、肺の中などを石綿の繊維で傷つける場合があり、長期間経過後、じん肺や悪性中皮腫、肺ガンといった病気になることがあります。

## ！わが家は石綿の危険性があるの？

建築物においては、耐火被覆材等として吹き付け石綿

が、屋根材、壁材、天井材等として石綿を含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。

石綿は、その繊維が空気中に浮遊した状態にあると危険であるといわれていますので、露出して吹きつけ石綿が使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散するおそれがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏・壁の内部にある吹付け石綿からは、通常の使用状態では室内に繊維が飛散する可能性は低いと考えられます。

吹き付け石綿は、戸建て住宅では、通常、使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性があります。(販売業者や管理会社等に使用の有無を問い合わせください。)

## ！町の施設は大丈夫？

町内の小中学校については、昭和62年に調査を行い、3校で吹き付け石綿が確認されたため、既に改修工事を行いました。

また現在、小中学校を含む町の全施設で更に詳細な調査を実施しています。

## ！お店などは大丈夫？

店舗等の建築物に吹き付け石綿が使用されているかどうか、ご不安がある場合は杉戸県土整備事務所にお問い合わせください。

## 石綿(アスベスト)関連の相談窓口

石綿(アスベスト)については、専門的な知識が必要となるため、町で対応が難しい場合は、県の相談窓口を紹介することになります。

相談内容	町の担当課	県の相談窓口
健康相談に関する事	保健センター	幸手保健所 ☎(42)1101
大気環境・廃棄物処理に関する事	生活環境課	東部環境管理事務所 ☎(34)4011
労働環境・労働災害に関する事	商工課	春日部労働基準監督署(国の機関) ☎048(735)5226
町有施設に関する事	各施設管理所管課	
建築物に関する事	都市計画課	杉戸県土整備事務所 ☎(34)2384
消費者被害に関する事 (住宅改修工事被害相談等)	商工課	消費生活センター春日部 ☎048(734)0998

# 建築物の解体などをする際には 石綿(アスベスト)にご注意ください

石綿(アスベスト)が使用されている建築物は、その建築物の床面積・構造等にかかわらず、石綿が飛散しないように解体しなければなりません。

建築物の解体を依頼する場合は、石綿等の使用の有無を調査し、解体工事などを請け負う事業者のかたに伝えなければなりません。

解体は各種法令に基づき、適切に行ってください。

解体などを行う作業員には防じんマスク、作業衣等を着用させなければなりません。

石綿を含む廃棄物の処理は、知事等の許可を受けている業者に委託して行ってください。

石綿を使用している建物解体・補修時には、以下の区分ごとに各種法令に基づく対策が必要です。

(届出の方法、必要な石綿対策等の詳細については、下記連絡先にご相談ください。)

解体する建築物の種類		石綿に関する必要な対策	関係法令	問い合わせ先 (届出先)
吹き付け石綿等	吹き付け石綿、石綿含有吹き付け材が使用されている <b>全ての耐火・準耐火建築物</b>	・届出(作業の14日前まで) ・作業場の隔離 ・吹き付け石綿等の湿潤化 等	労働安全衛生法 (労働安全衛生規則、石綿障害予防規則)	春日部労働基準監督署
	吹き付け石綿・石綿含有吹き付け材が使用されている <b>全ての建築物(耐火・準耐火以外)</b>	・届出(あらかじめ) ・作業場の隔離 ・吹き付け石綿等の湿潤化 等		
	石綿(又は石綿含有吹き付け材)の <b>吹き付け面積が50㎡以上かつ床面積500㎡以上</b> の耐火・準耐火建築物	・届出(作業の14日前まで) ・作業場の隔離 ・集じん・排気装置の設置 ・吹き付け石綿の湿潤化 等	大気汚染防止法	東部環境管理事務所
石綿含有保温材、石綿耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用されている <b>全ての建築物</b>		・届出(あらかじめ) ・石綿含有建材等の湿潤化 等	労働安全衛生法 (石綿障害予防規則)	春日部労働基準監督署
石綿含有スレート(屋根材)、サイディングボード(外壁材)等が使用されている <b>全ての建築物</b>		・石綿含有建材等の湿潤化 等		

労働安全衛生法、大気汚染防止法については、建築物の解体をしないで石綿等の除去工事のみを行う際にも届出等が必要ですので、ご注意ください。

床面積80㎡以上の建築物(石綿等の使用の有無を問いません)の解体を行う際には作業の7日前までに建設リサイクル法に基づく届出を杉戸県土整備事務所に提出する必要があります。

連絡先	石綿障害予防規則に関しては	埼玉労働局	☎048(600)6206
	大気汚染防止法に関しては <td>春日部労働基準監督署 <td>☎048(735)5226</td> </td>	春日部労働基準監督署 <td>☎048(735)5226</td>	☎048(735)5226
	廃棄物の処理に関しては <td>県青空再生課 <td>☎048(830)3058</td> </td>	県青空再生課 <td>☎048(830)3058</td>	☎048(830)3058
	建設リサイクル法に関しては <td>東部環境管理事務所 <td>☎(34)4011</td> </td>	東部環境管理事務所 <td>☎(34)4011</td>	☎(34)4011
		県廃棄物指導課 <td>☎048(830)3135</td>	☎048(830)3135
		東部環境管理事務所 <td>☎(34)4011</td>	☎(34)4011
		県技術管理課 <td>☎048(830)5197</td>	☎048(830)5197
		杉戸県土整備事務所 <td>☎(34)2384</td>	☎(34)2384